

感染症発生時の対応

早期診断・早期治療・感染拡大防止に繋げるため、感染症が発症した場合は、以下の手順に従い対応し、フローチャート「感染症・食中毒疑い並びに発生した時の報告（連絡）の流れ」に沿って関係機関へ速やかに連絡を行いましょう。**腸管出血性大腸菌感染症、麻疹**等が発生した場合は、保健所の指示に従ってください。

（１）感染症の疑いのある子どもへの対応

- ① 日常的に情報収集（欠席者数と欠席理由を把握する等）、記録類の整理をし、下記のように連絡体制の整備を行っておきましょう。
- ② 感染症の疑いがある子どもは、その症状、容態の変化等について記録し、保護者のお迎えがあるまでの間、別の部屋で休ませましょう。
- ③ 「保育所における感染症対策ガイドライン（こども家庭庁）」別添3「子どもの病気～症状に合わせた対応～」を参考に、発熱や下痢、おう吐、咳、麻疹等の症状のある子どもに対応しましょう。

連絡体制の整備

- 1 職員の情報連絡網 ・勤務時間内 ・勤務時間外
- 2 嘱託医師の連絡先
- 3 【公立保育所の場合】幼保振興課・幼保事業課
- 4 区保健センター
- 5 保護者への伝達方法

（２）感染症発生時の対応

ア. 初動対応

- ・患（児）者氏名、性別、年齢、住所、症状、予防接種歴（平時より把握）、受診状況を確認後、感染症神戸モデルに入力する。（感染症神戸モデルに入力すると、区保健センターに報告できる。）
【公立保育所の場合】幼保振興課・幼保事業課へ報告する。
- ・患（児）者の家族および他の子ども、職員の健康状態を把握する。
（住所録およびクラス別健康観察票等を作成する。）
- ・職員への状況説明を行う。
（情報を共有し、職員間で同様の対応が行えるように）
- ・嘱託医への連絡を行う。
- ・保護者に発生の状況を正しく伝え、注意喚起、パニック防止を図る。

イ. 二次感染の防止対応

- ・日常の手洗い、消毒、汚物処理をより厳重に行う。
- ・施設の消毒、検便等を区保健センターの指示に従って行う。
- ・継続的な症状の観察を行う。
- ・家庭での二次感染予防の指導を行う。

ウ. 心的被害の対応

- 患（児）者および家庭のプライバシー保護に留意する。
- 個人、園全体の被害回復後の事後フォローを行う。

(3) 報告（連絡）方法について

① 発生報告

感染症神戸モデルに入力する。

（感染症神戸モデルに入力すると、区保健センターに報告できる。）

【公立保育所の場合】 幼保振興課・幼保事業課へ報告する。

② 報告を必要とする場合

- 感染症・食中毒、又はそれらが疑われる者が1週間に2名以上発生した場合
- 上記に該当しない場合であっても、特に施設長が報告を必要と認めた場合

③ 報告後の流れ

⇒施設長は、以下の連絡と「二次感染予防に必要な対応」を行う。

報告先 : 各施設の嘱託医へ報告する

⇒感染症神戸モデルに入力後、区保健センターから、TEL 又は訪問による確認がある。

⇒区保健センターより、必要に応じ原因究明のための検査（検便等）への協力依頼がある。

⇒検査（検便等）の結果報告は、区保健センターからされる。

食中毒発生時の対応

迅速な原因究明を行い、適切な処置に繋げるためにも食中毒が発症した場合は、以下の手順に従い対応し、フローチャート「感染症・食中毒疑い並びに発生した時の報告（連絡）の流れ」に沿って関係機関へ速やかに連絡を行いましょう。職員は、施設長等の指示に従います。

（１）通報・受診・連絡について

- ① 通報 集団感染が疑われる場合は、最寄りの関係機関（下記）へ連絡する
 - ・衛生監視事務所（東部・西部）
 - ・【公立保育所の場合】 幼保振興課・幼保事業課
 - ・嘱託医（内科）
- ② 受診
 - ・嘱託医、かかりつけ医
 - ・症状により救急車を要請する。
- ③ 連絡
 - ・保護者へ連絡する。（症状を伝え受診とお迎えを依頼する。）
 - ・職員へ連絡（土曜日の場合；場合によっては出動要請）

（２）準備する帳票類について

原因究明などの調査のため、衛生監視事務所へ、以下の資料を提出することになります。通常時から、記入モレ等ないように、作成しておきましょう。

- ① 園の最寄駅からの地図および調理室の見取り図
- ② 児童名簿 *4月に作成
 - 記録簿；給食を配膳した時刻、喫食時刻（クラス別）第一発症の時刻発症状況（個別の子どもの状況；下痢、嘔吐の回数等）
 - かかった病院の確認（もらった薬の把握等）
 - 児童の出欠状況；事故発生前2週間の出席状況確認
- ③ 給食日誌（中心温度の確認等）
- ④ 実施献立表
- ⑤ 発注書兼検収簿
- ⑥ 検体（保存食）の確保
- ⑦ 食材料納入業者一覧
- ⑧ 給食従事者の衛生点検表

◎有症者の排泄物と嘔吐物の確保を行う際には、必ず使い捨て手袋を使用して行う。

（３）簡易給食の準備・対応

- ① 納入業者への納入停止の連絡
 - ② 簡易給食の対応
 - 幼児食 ● 離乳食対応児 ● アレルギー食（アレルギー児リスト）
- ※食中毒発生時には、調理室は使用禁止となる。原則として食品の搬入は配膳の直前に配達を依頼する。調理はできないので、一人ずつ包装してあるものを用

意する。

(例) 個包装のパン（調理パン以外）、パック入り牛乳、パック入りジュース、ヨーグルト、チーズ、ゼリー、レトルト粥、ベビーフード（離乳食用びん入り等）

- ・ ペットボトル入りお茶
- ・ 紙皿、コップ、（割り箸、スプーン等）

(4) その他の対応

事故発生時は、職員間の連携がより重要になります。緊急職員会議などを開催し、下記の準備を行います。

①保護者への説明資料（Q&A）を作成する。

②発生以降も感染症神戸モデルにて経過報告を行う。

＊以降、終焉するまでは衛生監視事務所の指示に従うこと。

③広報について（公立保育所の場合）

公表（資料提供等）が必要な場合は、幼保振興課が対応する為、状況について時系列で連絡する。尚、現場でのプレス対応は所長とする。

感染症・食中毒疑い並びに発生した時の報告(連絡)の流れ

(感染症を疑った時の拡大防止の流れ)

